

船舶事故調査報告書

平成26年1月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成24年11月16日 06時59分ごろ
発生場所	関門港の関門航路（関門航路第35号灯浮標） 福岡県北九州市所在の ^{（北）} 部埼灯台から真方位326° 1.7海里付近 （概位 北緯33° 59.0′ 東経131° 00.3′）
事故調査の経過	平成24年11月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 第26 ^{（うすき）} 臼杵丸、103トン 133582、豊海運株式会社 28.70m×7.20m×3.36m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成6年6月 B 台船 YUTAKA ^{（ユ）} 20、708トン なし、豊海運株式会社 51.02m×18.00m×3.00m、鋼 機関なし、平成9年建造
乗組員等に関する情報	船長A 男性 31歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成15年9月1日 免状交付年月日 平成20年8月26日 免状有効期間満了日 平成25年8月31日 一等航海士A 男性 23歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成22年12月8日 免状交付年月日 平成22年12月8日 免状有効期間満了日 平成27年12月7日
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首に擦過傷 灯浮標 太陽電池モジュールを破損、防護枠に曲損、標体に擦過傷等
事故の経過	A船は、船長A及び一等航海士Aほか1人が乗り組み、空荷のB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、関門

	<p>港下関区へ向け、大分県姫島水道付近を航行中、船長Aが、平成24年11月16日04時30分ごろ一等航海士Aと交替して航海当直を委ねたとき、一等航海士Aの当直時に関門航路に入航することが分かったが、航海当直を任せることにし、自室に戻って休憩した。</p> <p>一等航海士Aは、06時45分ごろ関門港東口に達して関門航路に入航し、手動操舵によって航路の右寄りを正船首やや右方に関門航路第35号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を確認しながら北西進した。</p> <p>一等航海士Aは、左舷後方から追い越してきた大型船の動静に気を取られ、本件灯浮標とB船との接近状況を確認せず、本件灯浮標付近で航路に沿って左転した。B船は、06時59分ごろ右舷船首が本件灯浮標に衝突したが、一等航海士Aが衝突に気付かずに航行した。</p> <p>船長Aは、07時30分ごろ関門橋東側で昇橋し、一等航海士Aと交替した後、08時15分ごろ関門港下関区所在の造船所岸壁に着岸して積荷をB船に積み込んだところ、海上保安庁から本件灯浮標への衝突の有無についての問合せがあり、B船を調査した結果、右舷船首に衝突時に本件灯浮標から発射されるマーキングペイントの付着があったので、衝突の事実を知った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流（早瀬瀬戸） 東流約1.6ノット</p> <p>日出時刻：06時49分</p>
その他の事項	<p>本船は、船長Aと一等航海士Aが交替して単独で3時間ごとに入直する2直制の船橋当直としていた。</p> <p>船長Aは、ふだんは関門航路を通航する場合は自ら操船し、又は一等航海士Aの操船を指揮していたものの、一等航海士Aが慣れてきたので、任せてもよいものと考え、関門航路通航時に操船指揮を執らなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船引船列は、関門航路を北西進中、一等航海士Aが、左舷後方から追い越してきた大型船の動静に注意を向け、右舷側の本件灯浮標とB船との接近状況を確認しなかったことから、本件灯浮標付近で航路に沿って左転したところ、B船が、本件灯浮標に接近し、本件灯浮標と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船引船列が、関門航路を北西進中、一等航海士Aが、左舷後方から追い越してきた大型船の動静に注意を向け、右舷側の本件灯浮標とB船との接近状況を確認しなかったため、本件灯浮標付近</p>

	で航路に沿って左転したところ、B船が、本件灯浮標に接近し、本件灯浮標と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 関門航路通航に当たっては船長が操船の指揮を執ること。・ 引船列を構成して航行中に灯浮標に接近する場合、えい航物件と灯浮標との接近状況に注意を払うこと。